

IGRパートナーズ会規約

2019年12月1日制定

2024年12月7日改正

〈名称〉

第1条 当会は、「IGRパートナーズ会」と称します。

2 IGR沿線やその周辺で活動し、当会の名簿に登録された企業・団体等を「パートナーズ会員」（以下、「会員」という。）と称します。

〈目的〉

第2条 当会は、会員とIGRとの連携、ならびに会員相互の連携により、地域を盛り上げていくことを目的とします。

〈事務局〉

第3条 事務局は、IGRに置きます。

2 事務局長は、企画部長とします。

〈会員資格〉

第4条 申込後、当会の名簿への登録をもって会員とします。

2 名簿登録の可否については、事務局の判断とします。

〈有効期間・会員資格の更新〉

第5条 会員資格の有効期間は、総会から次の総会までの間とします。

2 期間の途中入会の場合も、次の総会までの間とします。

3 会員・事務局とも異論がない場合は、自動的に登録を更新します。

〈会員特典〉

第6条 事務局が定める特典を受けることができます。

〈会費〉

第7条 会費は無料とします。

2 交流会やツアー等への参加は、原則有料とします。

〈総会等〉

第8条 1年に1回、定期総会を行います。

2 総会は会員の過半数の参加、委任状により成立します。

3 審議事項がある場合、総会の議長は会長が行います。

4 1年に1～2回程度、活動報告会・交流会を行います。

〈役員〉

第9条 会長1名とします。

2 会長の任期は2年とします。

3 会長は総会にて決定します。

4 他の役員が必要な場合、任期外に変更を要する場合は、総会にて決定します。

〈オブザーバー〉

第10条 事務局長の要請により、オブザーバーを置くことができます。

〈退会〉

第11条 期間の途中でであっても退会できます。

〈終了・解散〉

第12条 当会の活動を継続しがたい事情が生じたときは解散します。

〈個人情報の取り扱い〉

第13条 事務局は、会員の個人情報を厳重に管理するものとし、当会以外の目的での使用、並びに第三者への開示及び提供を一切行いません。

〈本規約の変更〉

第14条 本規約の変更は事務局が行い、会員に通知します。

2 本規約のほかに必要な事項は、別途定めます。

以上